

短期入所生活介護  
重要事項説明書

社会福祉法人 麗峰会  
短期入所生活介護事業所（ショートステイ）つじまち

# 短期入所生活介護重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 麗 峰 会  
(2) 代表者役職・氏名 理事長 中 真 靖  
(3) 法人所在地 沖縄県那覇市辻2丁目27番1号  
(4) 電話番号 098-866-7200  
(5) 設立年月日 昭和63年3月18日

## 2. 短期入所生活介護事業所（ショートステイ）つじまちの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

所 在 地	沖縄県那覇市辻2丁目27番1号
介護保険事業所番号	指定短期入所生活介護（那覇市4770103390号・平成28年4月1日指定）
サービスを提供する対象地域	那覇市内及び近郊

### (2) 職員体制

職 種	員数（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と一体的運営）	業務内容
管 理 者	1人（常勤）	事業所の業務を統括します。
生 活 相 談 員	1人以上（常勤）	介護老人福祉施設ご利用申込に係る調整、お客様の日常生活上の介護、その他必要な業務提供を行います。
介護支援専門員	1人以上（常勤）	施設サービス計画を作成します。
看 護 職 員	3人以上（常勤）	お客様の心身状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、介護、その他必要な業務の提供を行います。
介 護 職 員	36人以上（常勤32名以上）以上	お客様の心身状況等を的確に把握し、日常生活上の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。
機能訓練指導員	1人以上（常勤）	日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復を図るために必要な訓練を行います。
栄 養 士	1人以上（常勤）	献立作成、栄養量計算、食事記録、調理員の指導等の食事業務全般及びお客様の栄養指導を行います。
事 務 職 員	4人以上（常勤）	事業に必要な事務及び職員の補助的業務を行います。
調 理 員	業者委託に変更	給食業務に従事します。
医 師	0.1人 （嘱託非常勤／週1回2時間程度）	健康管理及び療養上の指導を行います。

### (3) 施設の設備概要

定 員	介護老人福祉施設：70名 併設型短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護：10名		
居 室	80室（ユニット型個室）	浴 室	一般浴（4室）、機械浴等（4室）
食堂兼談話室	8室	ケアステーション	4室（看護職員室兼用）
多目的ホール	4室	キッチン	8室
機 器 等	リフト付送迎車両、歩行訓練用平行棒等のリハビリ機器、マッサージチェア等		

(4) 営業日及び受付日時

営業日：年中無休

受付日時：月～金（祝祭日等を除く）の8時30分～17時30分

3. サービス内容

- (1) 介護：お客様の心身状況等に応じて、排泄介助等の必要な介護を提供いたします。
- (2) 送迎：ご希望によりご自宅の戸口又はその近くまでお迎えにまいります。
- (3) 食事：管理栄養士による栄養管理のもと、季節感を取り入れ、お客様の健康に配慮した温かい食事を提供いたします。また、医師の指導に基づく療養食の提供が可能です。  
食事時間は、おおむね次のとおりです。朝食 7:00～ / 昼食 12:00～ / 夕食 18:00～
- (4) 入浴：寝たままで入浴できる機械浴槽と、職員の介助を受けながら入浴する介助浴がございます。
- (5) 健康管理：看護職員により、ご滞在中の健康管理を24時間連絡可能な体制で行います。
- (6) 生活相談：ご自宅での介護上の悩みなどなんでもご相談ください。
- (7) 機能訓練：個別に作成するプランにより、リハビリ器具等を活用して機能訓練ができます。
- (8) 口腔機能向上：看護師等による口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上のためのサービス提供が可能です。

4. 料金

下記の(1)基本料金の単位数と(2)の加算料金の加算単位数の合計に、国が定める1単位の単価単位を乗じた額(1円以下切捨て)に(3)滞在費と(4)食費を支払っていただきます。

ただし、介護保険適用時には、基本料金と加算料金の合計額の1割相当額(1円未満)に滞在費と食費を加えた額となります。

(1) 基本料金表

1日あたりのご利用料金 (負担限度額認定証の割合により負担額が変わります)

要介護度	基本料金	ユニット型個室	
		介護保険適用時のご負担額	
		1割負担の利用者	2割負担の利用者
要支援	別紙		
要介護1	6,960円	696円	1,392円
要介護2	7,640円	764円	1,528円
要介護3	8,380円	838円	1,676円
要介護4	9,080円	908円	1,816円
要介護5	9,760円	976円	1,952円

(2) 加算料金

加算名称	単位	1日あたりの 利用料	介護保険適用時のご負担額		備考
			1割負担の 利用者	2割負担の 利用者	
サービス提供体制強化 加算 I	22	220円	22円	44円	介護福祉士等の有資格者の人数等諸条件を 満たしている場合に算定
機能訓練体制加算	12	120円	12円	24円	機能訓練指導員を1名以上配置している 場合に算定
送迎加算	184	1,840円	184円	368円	送迎を行った場合片道につき1回算定、 往復の場合は2回算定
療養食加算	1食 8	1日3食 240円	1日3食 24円	1日3食 48円	国が定めた療養食を提供した場合に算定
介護職員処遇改善加算 I	利用料総額に対して8.3%				介護職員の賃金の改善等を実施している と認められた場合に算定
介護職員等 特定処遇改善加算 I	利用料総額に対して2.7%				消費税増税に伴い、更なる介護職員の賃 金の改善等を実施していると認められた 場合に算定
介護職員等 ベースアップ等支援加算	利用料総額に対して1.6%				介護職員等ベースアップ等支援加算とは 介護職員等の処遇改善を目的とし、1人 あたりの収入を3%程度引き上げるため に設けられた加算
緊急時短期入所 受入加算	90	900円	90円	180円	計画的に行うこととなっていない短期入 所生活介護を緊急に利用した場合に算定
認知症緊急対応加算	200	2,000円	200円	400円	医師が在宅での生活が困難であると判断 し、緊急に短期入所生活介護を利用する 事が適当であると判断した場合に算定

(3) 滞在費：短期入所施設の利用料や光熱水費として国の定める基準費用額をお支払いいただきます。

滞 在 費		ユニット型個室
		2,006円
○申請により、「特定入所者介護サービス費」として介護保険からの負担が受けられます。		
第1段階	・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が年80万円以下の人	820円
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階に該当しない人	1,310円
第4段階	・市町村民税課税世帯の人	2,006円

(4) 食費：食材料費及び調理に係る費用として、下記の料金（基準費用額）をお支払いいただきます。

食 費		1日あたり	
		1, 445円	
		朝食	400円
		昼食	545円
		夕食	500円
○申請により、「特定入所者介護サービス費」として介護保険からの負担を受けられます。			
第1段階	・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	300円	
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の人	600円	
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階に該当しない人	第3段階①	1,000円
		第3段階②	1,300円
第4段階	・市町村民税課税世帯の人	1,445円	

(5) その他の料金

その他、下記の日常生活用品等につきましては、お客様の自己負担となります。

内 容	費 用
ご負担が適当な一般日用品	入居者個人またはその家族等の選択により利用される個人用の日用品として1日50円。ただし、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものに限る。
各種嗜好品	実費
希望による特別な食事	実費
衛生材料費	実費
喫茶・売店・買物代等	実費
施設内理美容代	実費
レクリエーション・クラブ活動	実費 ※事業所が設定する活動等については原則無料です。
コピーサービス	1枚につき白黒100円/カラー100円 ※事業所がお客様に交付すべき書類等については無料です。
通常の事業実施区域外への送迎	原則として通常の事業実施区域以外の地域にお住まいの方へのサービス提供は実施していませんが、実施する場合には、ご相談の上、送迎にかかる費用をご請求させていただきます。

5. お支払い方法

- (1) 毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払い下さい。
- (2) お支払い方法は、口座振替、振込、現金払いのいずれかにてお支払いできますので、ご契約の際にご指定下さい。

6. サービスのご利用方法

- (1) 原則として、居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者を通じてお申し込みいただきます。別途利用契約を締結した上で、サービスの提供を開始いたします。

## (2) サービス利用期間の終了

### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される7日前までに文書でお申し出下さい。

### ②当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

### ③自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

ア. お客様がお亡くなりになった場合

イ. 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護度区分が、非該当と認定された場合

### ④その他

ア. 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で通知することによりすぐにサービスを終了することができます。

イ. お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うように催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行なった場合は、文書で通知することによりすぐにサービスの利用契約を終了させていただくことができます。

## 7. 当事業所のサービス特徴等

### (1) 運営の方針

①お客様が要介護状態等となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練等により、お客様の心身機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、お客様の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

### (2) 事業所の義務

①お客様の生命、身体、財産の安全・確保や、プライバシーの保護に配慮いたします。

②お客様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、お客様から聴取、確認させていただきます。

③お客様へのサービス提供時において、お客様に病状の急変が生じた場合その他の緊急時の場合には、速やかにご家族等の緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

④お客様に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、お客様または代理人の請求に応じて閲覧や複写物を交付いたします。

⑤お客様に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、お客様または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束場合がございます。

⑥当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。ただし、お客様に緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、サービス担当者会議など、他の介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる方の事前の同意を文書により得た上で、お客様またはご家族等の個人情報を用いることができます。

### (3) サービスご利用にあたっての留意事項

#### ○ご面会（感染対策等により制限を設ける場合があります）

- ①概ね7時～21時頃まで
- ②曜日、月日等の制限はありません。何時ご面会にいらしても結構です。
- ③ご面会の際は、お手数でも1階受付にて入館のお手続きをお願いいたします。

#### ○外出・外泊

- ①ご自由に外出・外泊していただけますが、事前に外出・外泊の日時等所定の手続きをお願いいたします。

#### ○飲酒、喫煙

- ①ドクターストップがない限り特に制限はありません。  
ただし、飲酒については世間一般的な常識の範囲内で、また喫煙については、必ず所定の場所をお願いいたします。

#### ○設備、器具の利用

- ①車椅子・歩行器等につきましては、施設で用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいても結構です。

#### ○金銭、貴重品の管理

- ①お客様がご自分で管理される場合は、小型金庫等のご利用等も検討いたしますので、別途お申し出下さい。
- ②お客様がご自分で管理することが困難な場合は、別途お申し出下さい。当法人「預り金等管理規程」に基づいてお預りが可能です。（別途費用が発生します。）

#### ○所持品の持ち込み

- ①原則として大きな家具等の持ち込みはできませんが、収納台の上やベッド下等に収納できる大きさであれば、危険物等でなければ特に制限しておりません。
- ②テレビについては、離床促進の観点から、数箇所に設置してある施設内テレビをご覧頂くようお勧めしておりますが、他の利用者へのご配慮や別途の電気使用料をご相談させていただいた上で、収納台における大きさ程度の物の持ち込みは可能です。
- ③冷蔵庫の持ち込みにつきましては、食中毒の予防上、ご遠慮いただいておりますが、お申し出があれば、冷蔵物は職員が管理保管させていただきます。

#### ○施設外での受診

- ①ご利用期間中に発熱等、医師の診察を受けた方が望ましいと判断される場合は、ご家族に連絡の上、対処方法等についてご相談申し上げます。

#### ○ペット

- ①お客様の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、ご遠慮いただいております。ご面会等でペットをお連れになった時は、1階ロビー等でのご面会をお願いいたします。

#### ○事業所内での禁止事項

お客様は、施設内で次の行為を行わないで下さい。

- ア. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- イ. 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。
- ウ. 指定した場所以外で火気を用いること。
- エ. 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

## 8. 非常災害対策

- ①非常災害時に備えて、数日分の非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄をしております。
- ②消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難設備、および非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しております。
- ③消防機関との連絡を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しております。
- ④万一の災害発生時は、当法人消防計画書及び防災対策マニュアルに基づき対応いたします。

## 9. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任によりお客様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その発生について、お客様に故意又は過失がある場合等は、事業者の損害賠償責任を減じる事があります。

## 10. サービス内容に関する相談・苦情

### ①当事業所ご利用相談・苦情担当

サービス担当窓口（担当者）：生活相談員

電話：098-866-7200

受付時間：月～金曜日（祝祭日等を除く） 9時00分～18時00分

### ②苦情への処理体制

当法人苦情対応マニュアルに基づき、苦情についての受付書・報告書を作成し、必要に応じて関係機関へ報告の上、対応方法等について検討・処理します。

### ③その他

当事業所以外に、下記での相談・苦情窓口でも受け付けております。

受付機関	所在地	電話番号
那覇市ちゃーがんじゅう課 施設グループ	那覇市泉崎1-1-1	098-866-9010
沖縄県国民健康保険団体連合会 国保連介護サービス苦情処理 相談窓口	那覇市西3-14-18	098-860-9026
沖縄県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-882-5704

